

都市の リスクマネジメント

第95回

災害時の議会・議員の役割

跡見学園女子大学教授

鍵屋 一



7回目の3月11日が巡ってきた。今なお、2500名を超える行方不明者がいらっしやる。ご家族、ご友人のお気持ちはいかにかりであろうか。命を落とされた方々のご冥福と、被災者の心と生活の復興を心からお祈り申し上げたい。

災害時の議会・議員

災害時の地方議会・議員のあり方については、災害対策基本法に議会、議員に触れる条文が全くないなど法制度上も実態的にも明確ではない。

唯一、地方自治法において「非常の災害による応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は感染症予防のために必要な経費」を、長が再議に付しても「議会の議決がな同号に掲げる経費を削除し又は減額したとき」は、長はその議決を不信任の議決とみなすことができる旨の規定がある。これは、災害対策における長の優越を認めた規定とみなせる。

災害時には議員は「行政の邪魔をしない」とが重要だといわれるが、それだけで良いの

だろうか。災害時の議会・議員の取り組みについて、多くの現職議員と研修をして考察したので報告する。

地方議員のアンケート結果

全国市町村国際文化研修所は、「防災と議員の役割」研修を実施していて、平成27年度からは、私も講師として携わっている。ここでは講義とともに、グループワークを通じて災害時における地方議会・議員活動の「集合知」の形成を目指している。集合知とは、専門家による知よりも、むしろ一定の条件が整った場合には素人の「衆知」が正解に近いことをいう。

これまでの集合知の成果を生かし、今年度は議員研修アンケート（全数70）を行ったので、その結果から見える議会・議員がなすべきこと、してはならないことを端的に紹介したい。

【議会がするべきこと】

- 1位 災害時の議会・議員活動方針策定(66)
- 2位 情報の一元化(64)

- 3位 行政に負担をかけない議会運営(57)
- 4位 平時の防災特別委員会(56)

【議会がしてはならないこと】

- 1位 行政に負担をかける議会運営(長時間、出席者多数、多くの資料請求)(62)
- 2位 応急対策への批判的質疑(53)
- 3位 災害直後の議会開催(48)

【議員がするべきこと】

- 1位 情報収集・提供(68)
- 1位 地域支援活動(68)
- 3位 国等関係機関への要望(50)
- 4位 視察の受入(35)

【議員がしてはならないこと】

- 1位 行政職員を威嚇(68)
- 2位 支援者への利益誘導(63)
- 3位 行政批判(62)
- 4位 他議員の活動批判(55)

※()内は票数、複数回答可

災害時の議会・議員の活動方針の考察

例えば、4分の3以上の特別多数(上記の

Risk Management

場合は53以上)の賛成があるものを、直ちに活動方針にするならば、次の試案が成立する。

(1) 災害時の議会・議員活動方針策定

ほとんどの議員は、災害時の議会・議員の活動について方針・ルールのない状態そのものが大きな課題だと認識している。

しかし、全国市議会議長会の協議会である都市行政問題研究会が作成した「都市における災害対策と議会の役割」に関する報告書(2014年2月)では、研究会加盟86市および大規模災害被災自治体33市に実施したアンケート調査によると、災害が発生した場合に、議会・議員の取るべき行動等を定めたマニュアルを策定している市議会は11市議会(9.2%)である、と書かれている。その後、いくつか増えているとしても、多くの議会では未作成のままだと思われる。

問題は、多くの議員が重要課題として認識し、解決の方向性や具体案もあるのに、なぜマニュアルさえ作成されないかということである。

議会・議員は、執行機関に対して監視・政策提案をすることが中心であり、議会関連の課題に関して新たに合意形成することそのものが困難である。このため、何らかの大きなきっかけがなければ、緊急性に乏しい災害時のマニュアル等整備のために時間を取ること自体が、合意を形成しにくいと考えられる。

しかし、災害は予防こそが要である。自然災害が多発する日本において、自治体議会が

自らの活動方針さえ定めない現状を憂えざるを得ない。

(2) 活動方針の概要

【議会】

・情報の一元化

災害時に議員が個別に長はじめ幹部職員に情報提供や要望をすると、行政の負担が増えるだけでなく、不公平感が生じる可能性が高い。そこで、情報や要望を個別に行うことを禁止し、議長等に一元化してまとめ、文書にして届けるのが望ましい。なお、2次災害の危険性があつたり、被災者の生死にかかわる緊急事態が生じたりした場合は、この限りではない。

・行政に負担をかけない議会運営

災害時には、行政が多忙を極めることが想定される。どうしても緊急に議会を開会する必要があるならば、平時のルールではなく、「短時間」「出席者絞り込み」「最小限の資料請求」などを例示した災害仕様のルールとすべきである。

・平時に防災特別委員会

自治体の防災対策の質を上げるために、平時に特別委員会を設置して議論することが有効である。例えば大規模災害時に、学校の校庭に仮設住宅を設置するかどうかは、必ず大きな課題になる。このような問題について議会審議を通じて平時にルール化することで、災害時の混乱を最小限に抑え、迅速な復興につながっていく。

【議員】

・情報収集・提供

地域では、行政職員よりも議員の方が日常生活を通じて住民との情報収集・提供ルートを持っていることが多い。そこで、市区町村が機能縮小/停止しているときに、議員が情報面から支援しようとする積極的な姿勢が望ましい。

・地域支援活動

災害直後には、その立場を生かして避難所や在宅家庭への支援活動を行うことが望まれる。

・批判や利益誘導の禁止

議員は住民代表であることから、影響力が大きい。その地位を利用して、行政職員を威嚇して支援者への利益誘導をしたり、行政や他議員の活動批判を行ったりすることは差し控えなければならない。災害時の批判活動は、行政と住民を分断し、行政への不信感を高める。それは、住民の心と生活復興の遅れに直結する。

筆者プロフィール

鍵屋 一 (かぎやはじめ)

1956年秋田県男鹿市生れ。早稲田大学法学部卒業。板橋区防災課長、板橋福祉事務所長、福祉部長、危機管理担当部長(兼務)、議会事務局長等を経て2015年3月退職。京都大学博士(情報学)。2015年4月跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授。法政大学大学院・名古屋大学大学院兼任講師。内閣府「災害時要援護者の避難支援に関する検討会委員」など政府委員。内閣官房地域活性化伝道師、(一社)福祉防災コミュニティ協会代表理事など。著書に『図解よくわかる自治体の防災・危機管理のしくみ』『福祉施設の事業継続計画(BCP)作成ガイド』など